

日医発第 792 号（医経）

令和 7 年 9 月 10 日

福岡県医師会
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会
常任理事 宮川 政昭
（公 印 省 略）

令和 7 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害
にかかる災害復旧資金について

災害の被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。

令和 7 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害の被害については、災害救助法の適用により、独立行政法人福祉医療機構による災害復旧資金の融資を利用できます。

つきましては、災害救助法の適用対象地域（適用対象地域は更新される場合があります）に所在されている被災医療関係施設の貴会関係会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

福祉医療機構では別添の通り災害復旧資金等の相談を受け付けております。

なお、福祉医療機構のホームページにおきまして、詳細な融資条件等が掲載されていますのでご参照ください。

<https://www.wam.go.jp/hp/recovery-tabid-351/>

https://www.wam.go.jp/hp/home-topics_list-recovery-tabid-1144/

【別添資料】

- ・ 令和 7 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害にかかる災害復旧資金等の取り扱いについて（令和 7 年 8 月 8 日 独立行政法人福祉医療機構）

ホーム	法人概要	情報公開	投資家情報	資金運用（募集）	調達情報	月刊誌WAM
▼福祉貸付	▼医療貸付	▼経営サポート	▼WAM助成・こどもの未来応援基金	▼退職手当共済	▼心身障害者扶養保険	▼WAM NET
▼承継年金住宅融資等債権管理回収		▼年金担保・労災年金担保債権管理回収		▼旧優生保護法補償金等支払等		▼ハンセン病元患者家族補償金支払等

WAM > [『災害復旧資金』のお取扱いについて](#) > 令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害

『災害復旧資金』等のお取扱いについて

令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害

災害救助法適用日	対象地域	
令和7年8月7日	石川県	金沢市
	鹿児島県	薩摩川内市、曾於市、霧島市、姶良市
令和7年8月10日	山口県	宇部市
	福岡県	福津市
	熊本県	熊本市(救助実施市)、八代市、玉名市、上天草市、宇城市、天草市、下益城郡美里町、玉名郡玉東町、玉名郡長洲町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町

- ▶ [福祉貸付事業における災害復旧資金等について](#)
- ▶ [医療貸付事業における災害復旧資金等について](#)
- ▶ [福祉医療貸付事業における返済等のご相談について](#)
- ▶ [退職手当共済制度の相談窓口について](#)
- ▶ [承継年金住宅融資等債権管理回収業務における返済条件の緩和等について](#)

※事業（業務）によって取扱期限が異なりますので、ご注意ください。

[ページのTOPに戻る](#)



独立行政法人福祉医療機構

WAMは福祉と医療の民間活動を応援します

Press Release NO.13

令和 7 年 8 月 8 日

独立行政法人福祉医療機構

報道関係者 各位

令和 7 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害にかかる 災害復旧資金等の取り扱いについて

独立行政法人福祉医療機構（WAM）では、このたびの令和 7 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨に伴う被害を受けた地域のお客さまを対象とした災害復旧資金等の取り扱いを開始しました。

WAMは、地域の福祉医療基盤の整備、向上を目指す政策金融機関として、このたびの災害により被害を受けたお客さまのご融資やご返済に関する相談に、迅速かつきめ細かな対応を行ってまいります。

災害復旧資金等の内容、対象地域については、機構ホームページ
(<https://www.wam.go.jp/hp/recovery-tabid-351/>) に掲載しております。

記

<福祉貸付事業・医療貸付事業をご利用のお客さま> (災害復旧資金のご融資、返済猶予についてのご相談)

【ご融資のご相談】東京本部 福祉審査課 融資相談係
TEL03-3438-9298 Fax03-3438-0583
東京本部 医療審査課 融資相談係
TEL03-3438-9937 Fax03-3438-0583
大阪支店 福祉審査課 融資相談係
TEL06-6252-0216 Fax06-6252-0240
大阪支店 医療審査課 融資相談係
TEL06-6252-0219 Fax06-6252-0240

【ご返済のご相談】顧客業務部 顧客業務課
TEL03-3438-9939 Fax03-3438-0248

<退職手当共済事業をご利用のお客さま> (退職手当金の請求及び各種届出についてのご相談)

【退職手当金の請求に関する事】
共済部 退職給付課 TEL0570-050-294 Fax03-3438-9261
【各種届出に関する事】
共済部 退職共済課 TEL0570-050-294 Fax03-3438-0584

<承継年金住宅融資等債権管理回収業務をご利用のお客さま> (返済条件の緩和についてのご相談)

年金業務部 年金業務課 TEL03-3438-3878 Fax03-3438-3881

[WAM](#) > [医療貸付事業](#) > 災害復旧資金等のお取扱いについて

医療貸付事業

災害復旧資金等のお取扱いについて

災害の被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。
福祉医療機構では、被災された施設の復旧を支援するため、さまざまな優遇措置を実施しております。

- **迅速性と事務負担の軽減の観点から、災害復旧資金の借入申込については通常の資金に比べて、提出書類を簡素化しております。**
- **復旧をお急ぎの皆さまにおいては、災害復旧にかかる補助金が未定の場合でも、概算の工事費等により借入申込が可能です。詳細は当機構までお問い合わせください。**

なお、下記の皆さまは、各ページをご覧ください。

また、過去に激甚災害の指定を受けた災害に罹災された方は特例措置の対象となる場合がありますため、お問い合わせください。

- ※ [令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害により被災された皆さま](#)
- ※ [令和6年6月8日から7月30日までの間の豪雨による災害により被災された皆さま](#)
- ※ [令和6年能登半島地震により被災された皆さま](#)
- ※ [令和5年5月5日の地震による石川県珠州市の区域に係る災害により被災された皆さま](#)
- ※ [令和4年9月17日から同月24日までの間の暴風雨及び豪雨により被災された皆さま](#)
- ※ [東日本大震災により被災された皆さま](#)

▶ [第1. 災害復旧資金について](#)

▶ [第2. 降灰防除資金について](#)

第1. 災害復旧資金について

▶ [1. 災害復旧資金のご融資について](#)

- ▶ [（1）対象となる方と貸付金の種類](#)
- ▶ [（2）災害復旧に係る新規のご融資の優遇内容](#)
- ▶ [（3）新規のご融資についてのお問い合わせ先](#)

▶ [2. 既往のご融資についてのお問い合わせ先](#)

▶ [3. 災害復旧資金のお取り扱い地域](#)

1. 災害復旧資金のご融資について

（1）対象となる方と貸付金の種類

① 対象となる方

（イ）施設等に直接被害を受けた方

（ロ）施設等に直接被害を受けなかったが、交通機関の途絶等により、一時的に取扱患者等が著しく減少したことにより運転資金に不足をきたした方

※市町村長等の発行するり災証明書が必要となります。

※ 現在の対象地域は「[3. 災害復旧資金のお取り扱い地域](#)」を参照してください。

② 貸付金の種類

甲種増改築資金、乙種増改築資金、機械購入資金、長期運転資金となります。

①の（ロ）の場合は、長期運転資金以外は通常貸付となります。

（２）災害復旧に係る新規のご融資の優遇内容

① 融資率

災害復旧資金	通常
90%	70～80% ※

※病院の乙種増改築資金と助産所の通常分の融資率については、60% となります。

② 貸付限度額

各種資金は通常の貸付限度額の2倍の範囲内となります。

（イ）甲種増改築資金・乙種増改築資金

対象施設	災害復旧資金	通常
病院	14億4,000万円	7億2,000万円
診療所（有床）	10億円	5億円
診療所（無床）	6億円	3億円
介護老人保健施設	14億4,000万円	7億2,000万円
介護医療院	24億円	12億円

※増改築資金には取壊し新築等建替え事業を含み、仮設建物の建設又は既設建物の補修等に要する資金も対象とします。

（ロ）機械購入資金

対象施設	災害復旧資金	通常
病院	14億4,000万円	7億2,000万円
診療所（有床・無床）	5,000万円	2,500万円
介護老人保健施設	1億円	5,000万円
介護医療院	1億円	5,000万円

※病院の機械購入資金については1品5,000万円以上の高額医療機器に限ります。

（ハ）長期運転資金

対象施設	災害復旧資金	通常
病院	3,000万円	-
診療所（有床・無床）	600万円	300万円
介護老人保健施設	2,000万円	1,000万円
介護医療院	2,000万円	1,000万円

③ 無担保貸付額

②の（イ）から（ハ）の貸付金額の合計額500万円を上限とする無担保のご融資が可能です。

④ 償還（据置）期間

機械購入資金、長期運転資金については最長6月延長できます。

（イ）機械購入資金

		災害復旧資金	通常
償還期間 （うち据置期間）	病院の	最長10年6月	10年
	先進医療機器	（最長1年）	（6月）
	上記以外の	最長5年6月	5年
	医療機器・備品	（最長1年）	（6月）

※病院の機械購入資金については1品5,000万円以上の高額医療機器に限ります。

（ロ）長期運転資金

	災害復旧資金	通常
償還期間	最長3年6月	3年
（うち据置期間）	（最長1年）	（6月）

(参考) 増改築資金 (期間延長はありません)

		耐火構造	その他構造
償還期間 (うち据置期間)	病院	最長30年 (最長3年)	最長15年 (最長2年)
	診療所	最長20年 (最長1年)	最長15年 (最長1年)
	介護老健	最長30年 (最長3年)	最長15年 (最長2年)

⑤ 貸付利率

貸付利率は、契約締結時点の利率が適用されます。10年ごとに金利を見直しする制度もあります。
貸付利率の詳細につきましては、償還期間等によって異なる場合がありますので、お問い合わせください。
※ 保証人不要制度を利用する場合は、貸付利率に0.15%が上乘せされます。
※ 貸付利率は、金利情勢に合わせて見直しております。

⑥ 取扱期間

災害が発生した日から起算して6月目の月末までのお取り扱いとなります。

(3) 新規のご融資についてのお問い合わせ先

東日本（北海道から三重県まで）に施設所在地があるお客さま

◆福祉医療貸付部 医療審査課 融資相談係

 Tel: 03-3438-9937

 Fax: 03-3438-0583

西日本（福井県から鹿児島県まで）に施設所在地があるお客さま

◆大阪支店 医療審査課 融資相談係

 Tel: 06-6252-0219

 Fax: 06-6252-0240

2. 既往のご融資（返済条件の緩和）についてのお問い合わせ先

被災地の貸付先であって直接被害を受け、又は直接被害を受けなかったが取扱患者の減少等により元金の償還が困難となった開設者の方については、被災時から6月を超えない範囲内での約定元金の償還猶予をはじめ、返済条件の緩和をご案内できる場合がございますのでご相談ください。

お問い合わせ先

◆顧客業務部「ご返済相談窓口」

 Tel: 03-3438-9939

3. 災害復旧資金のお取り扱い地域（災害発生日より近い日付順で掲載（過去1年間））

令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害

※取扱期間は、令和8年2月28日までとなります。

令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波による災害

※取扱期間は、令和8年1月31日までとなります。

令和7年台風第8号に伴う災害

※取扱期間は、令和8年1月31日までとなります。

トカラ列島近海を震源とする地震による災害

※取扱期間は、令和8年1月31日までとなります。

令和7年3月23日に発生した林野火災による災害

※取扱期間は、令和7年9月30日までとなります。

令和7年岩手県大船渡市における大規模火災による災害

※取扱期間は、令和7年8月31日までとなります。

令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪による災害

※取扱期間は、令和7年8月31日までとなります。

流域水道管の破損に起因する道路陥没事故による災害

※取扱期間は、令和7年7月31日までとなります。

令和7年2月4日からの大雪による災害

※取扱期間は、令和7年8月31日までとなります。

令和6年12月28日からの大雪による災害

※取扱期間は、令和7年7月31日までとなります。

令和6年11月8日からの大雨による災害

※取扱期間は、令和7年5月31日までとなります。

低気圧と前線による大雨に伴う災害

※取扱期間は、令和7年3月31日までとなります。

令和6年台風10号に伴う災害

※取扱期間は、令和7年2月28日までとなります。

第2. 降灰防除資金について

- ▶ **1. 貸付の対象及び資金使途**
 - ▶ **(1) 貸付けの対象**
 - ▶ **(2) 資金使途**
- ▶ **2. 災害復旧に係る新規のご融資の優遇内容**
 - ▶ **(1) 貸付限度額**
 - ▶ **(2) 償還（据置）期間**
 - ▶ **(3) 貸付利率**
- ▶ **3. 新規のご融資についてのお問い合わせ先**
- ▶ **4. 既往のご融資についてのお問い合わせ先**
- ▶ **5. 活動火山対策特別措置法に基づく降灰防除地域**

1. 貸付の対象及び資金使途

(1) 貸付けの対象

活動火山対策特別措置法に基づき降灰防除地域に指定された市町村※に現に開設する医療関係施設等の開設者です。

(2) 資金使途

降灰による支障を防止し、又は、軽減するための設備（防じんのための窓に設けられる戸及び窓わく並びに空気調和設備）に必要な増改築資金となります。

※現在の対象地域は「**5. 活動火山対策特別措置法に基づく降灰防除地域**」を参照してください。

2. 災害復旧に係る新規のご融資の優遇内容

(1) 貸付限度額

1. 40床を超える病院

通常の貸付限度額に別枠6千万円 ※を加えた範囲内となります。

2. 上記1以外のもの

通常の貸付限度額に別枠4千万円 ※を加えた範囲内となります。

※通常の貸付限度額に加えて別枠を利用する借入申込については、降灰により施設運営に支障をきたしている事実についての都道府県知事の証明書が必要です。

(2) 償還（据置）期間

通常の貸付と同じです。

（参考）増改築資金（期間延長はありません）

	耐火構造	その他構造
--	------	-------

償還期間 (うち据置期間)	病院	最長30年 (最長3年)	最長20年 (最長2年)
	診療所	最長20年 (最長1年)	最長15年 (最長1年)
	介護老健	最長30年 (最長3年)	最長20年 (最長2年)

(3) 貸付利率

通常の貸付と同じです。

3. 新規のご融資についてのお問い合わせ先

東日本（北海道から三重県まで）に施設所在地があるお客さま

◆福祉医療貸付部 医療審査課 融資相談係	
 Tel: 03-3438-9937	 Fax: 03-3438-0583

西日本（福井県から鹿児島県まで）に施設所在地があるお客さま

◆大阪支店 医療審査課 融資相談係	
 Tel: 06-6252-0219	 Fax: 06-6252-0240

4. 既往のご融資についてのお問い合わせ先

ご返済に関するご相談を個別に承ります。ご遠慮なくお問い合わせください。

お問い合わせ先

◆顧客業務部「ご返済相談窓口」	
 Tel: 03-3438-9939	

5. 活動火山対策特別措置法に基づく降灰防除地域

霧島山（新燃岳）の噴火に伴う降灰（平成23年）

活動火山対策特別措置法適用日	対象地域	
平成23年2月25日	宮崎県	都城市、日南市、小林市、三股町、高原町

[ページのTOPに戻る](#)



9月8日 15時30分公表

令和7年9月8日
内閣府政策統括官（防災担当）

令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害に係る
災害救助法の適用について【第10報】

1. 災害の概要

令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていること、住家に多数の被害が生じたことから、石川県の1市、山口県の1市、福岡県の1市、熊本県の6市5町、鹿児島県の4市に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【福岡県】 福津市 (ふくつし)	8月10日	令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨により、住家に一定数の被害が生じ、現に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第1号適用
【山口県】 宇部市 (うべし) 【熊本県】 熊本市（救助実施市） (くまもとし) 八代市 (やつしろし) 玉名市 (たまなし) 上天草市 (かみあまくさし) 宇城市 (うきし) 天草市 (あまくさし) 下益城郡美里町 (しもましきぐんみさとまち) 玉名郡玉東町 (たまなぐんぎよくとうまち)	8月10日	令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
玉名郡長洲町 (たまなぐんながすまち) 上益城郡甲佐町 (かみましきぐんこうさまち) 八代郡氷川町 (やつしろぐんひかわちょう)			
【石川県】 金沢市 (かなざわし) 【鹿児島県】 薩摩川内市 (さつませんだいし) 曾於市 (そおし) 霧島市 (きりしまし) 始良市 (あいらし)	8 月 7 日		

2. これまでにとられた措置

- ・ 避難所の設置 等

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付

藤田、新野、阿部、池沼、田村

TEL 03-5253-2111（内線 51276）

03-3503-9394（直通）

災害救助法（S22年法118）の概要

※平成25年度厚生労働省
から内閣府に移管。

「災害対策基本法」を中心に、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みの中で、**「災害救助法」は、発災後の応急期における応急救助に対応するための法律**である。

■ 災害が発生した場合の対応



■ 災害が発生するおそれがある場合の対応



1. 制度概要

- 災害救助法に基づく救助は、都道府県知事等の行う「**法定受託事務**」である。
- 都道府県知事等が適用基準に該当する市町村において現に救助を必要とする者に行う。
(法第2条第1項)
 - 災害により一定数以上の住家の滅失（全壊）が生じた場合（令第1条第1項第1号～第3号）
 - 多数の者に生命又は身体への危害が生じ継続的な救助が必要な場合等（令第1条第1項第4号）
- 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策本部が設置され、その所管区域が告示されたときは、都道府県知事等が、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に救助を行うことができる。（法第2条第2項）

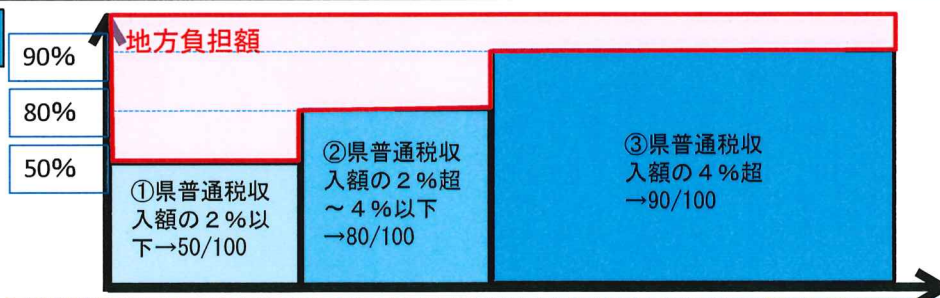
		市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を適用しない場合		救助の実施主体 （基本法5条）	救助の後方支援、総合調整（基本法4条）
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助（法13条2項）	救助の実施主体 （法2条） （救助実施の区域を除く（法2条の2））
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体 （法13条1項）	救助事務の一部を市町村に委任可 （法13条1項）
	費用負担	費用負担なし（法21条）	掛かった費用の最大100分の50 （残りは国が負担）（法21条）

2. 救助の種類、程度、方法及び期間

(1) 避難所の設置（S22～）	(6) 医療及び助産（S22～）	(11) 埋葬（S22～）
(2) 応急仮設住宅の供与（S28～）	(7) 被災者の救出（S28～）	(12) 死体の捜索・処理（S34～）
(3) 炊き出しその他による食品の給与（S22～）	(8) 福祉サービスの提供（R7～）	(13) 障害物の除去（S34～）
(4) 飲料水の供給（S28～）	(9) 住宅の応急修理（S28～）	
(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与（S22～）	(10) 学用品の給与（S22～）	

- **一般基準**：救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、**内閣総理大臣が定める基準（※）に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。**（※平成25年内閣府告示第228号）
- **特別基準**：一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、**内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準（※）を定めることができる。**（※令第3条第2項）

3. 国庫負担



例：普通税収入約1000億円の自治体において、救助費用100億円が生じた場合
国庫負担額 = ① (20億円の50%) + ② (20億円の80%) + ③ (残り60億円の90%) = 計80億円